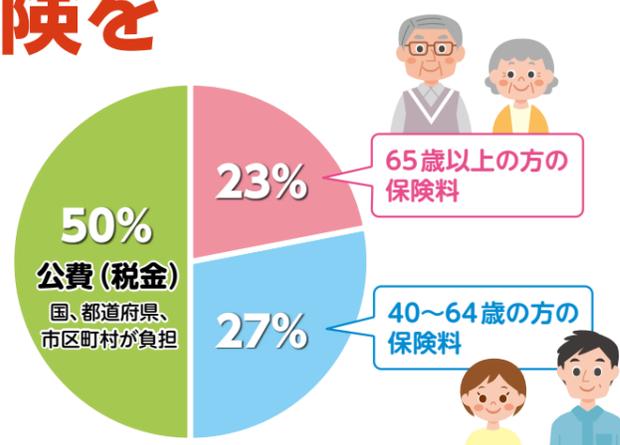


# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。  
介護保険料はきちんと納めましょう。



## 65歳以上の方の介護保険料の決め方

65歳以上の方の介護保険料は、宇和島市の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

### 基準額の決め方

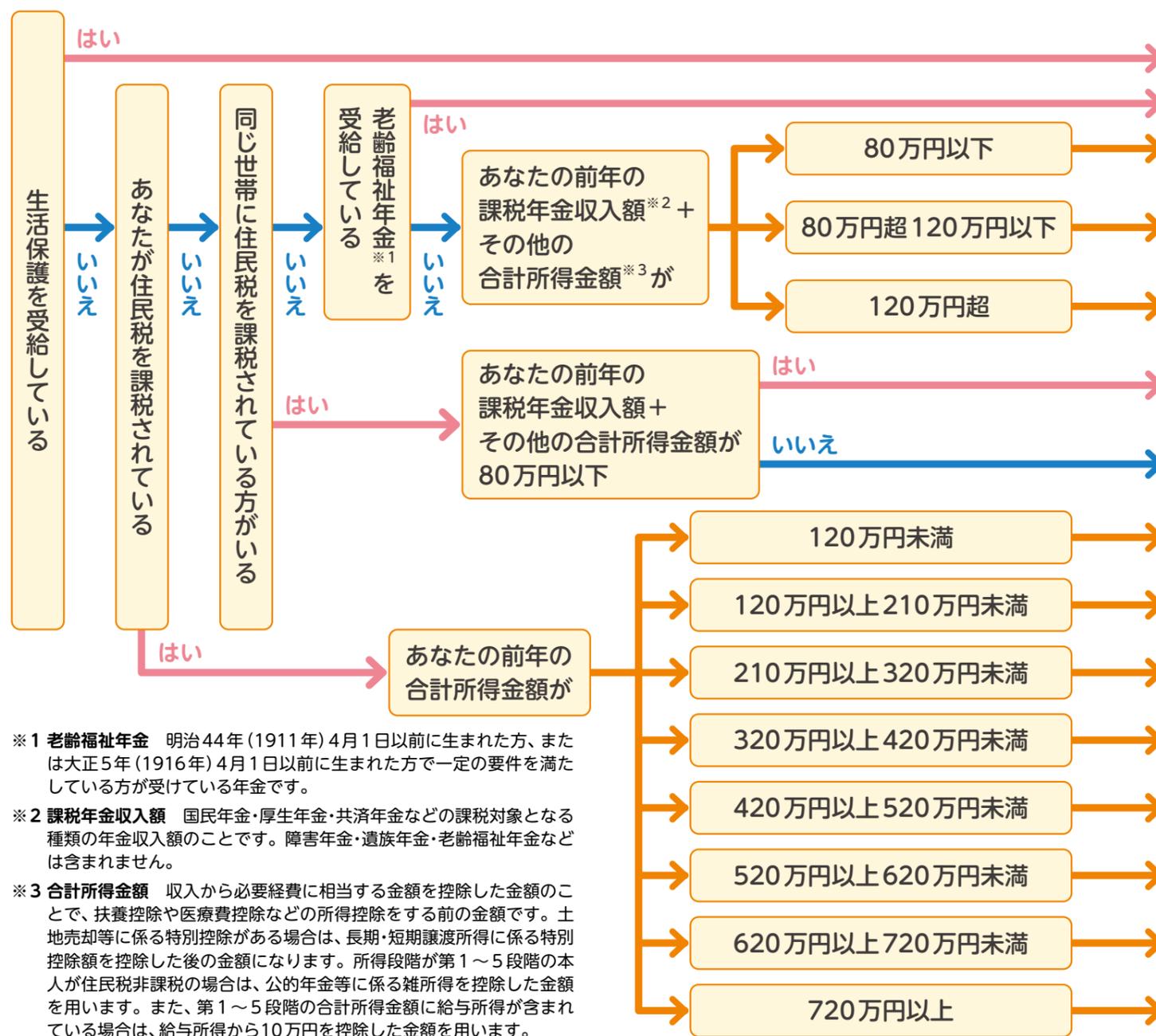
$$\text{宇和島市に必要な介護保険サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分 23\%} \div \text{宇和島市に住む65歳以上の方の人数}$$

宇和島市の令和6~8年度の介護保険料の基準額 **76,700円**(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、13段階に分かれます。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方	基準額 × 0.285	21,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で 本人の前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が	80万円以下	37,200円
第3段階		80万円超 120万円以下	
第4段階		120万円超	
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、 本人は住民税非課税で前年の課税年金収入額と その他の合計所得金額の合計が	80万円以下の方	69,000円
第6段階		80万円超の方	76,700円
第7段階	本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が	120万円未満の方	92,000円
第8段階		120万円以上 210万円未満の方	99,700円
第9段階		210万円以上 320万円未満の方	115,000円
第10段階		320万円以上 420万円未満の方	130,300円
第11段階		420万円以上 520万円未満の方	145,700円
第12段階		520万円以上 620万円未満の方	161,000円
第13段階		620万円以上 720万円未満の方	176,400円
	720万円以上の方	基準額 × 2.400	184,000円

## あなたの介護保険料は？



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 合計所得金額 収入から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額になります。所得段階が第1~5段階の本人が住民税非課税の場合は、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。また、第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

## ● 65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。  
納め方は受給している年金\*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

\*受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

### 普通徴収

年金が年額 **18万円未満**の方  
→ **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます



- 介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。
- 宇和島市から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で納めてください。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**口座振替が便利**です。

口座振替が便利ね

- 手続き**
- 1 介護保険料の**納付書、通帳、印かん(通帳届出印)**を用意します。
  - 2 市指定の金融機関で「**口座振替依頼書**」に必要事項を記入し、申し込みます。

※毎月25日までにお申し込みいただきますと、翌月末納期分から口座振替できます。  
※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできない場合があります。



### 特別徴収

年金が年額 **18万円以上**の方  
→ 年金から **【天引き】** になります

- 介護保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。



- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。



#### ! こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年金が一時差し止めになった
- 収入申告のやり直しなどで保険料の所得段階が変更になった
- など

## 介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。



**納期限を過ぎると** 督促が行われます。**督促手数料や延滞金が徴収**される場合があります。

**1年以上滞納すると** 利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

**1年6カ月以上滞納すると** 引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。

**2年以上滞納すると** 上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費**などが受けられなくなったりします。

**納付が難しい場合は** 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は市区町村の担当窓口にご相談しましょう。減免や猶予が受けられる場合があります。

## ● 40~64歳の方の介護保険料

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

	決め方	納め方
<p><b>国民健康保険に加入している方</b></p>	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています。	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
<p><b>職場の健康保険に加入している方</b></p>	加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40~64歳の被扶養者は個別に介護保険料を納める必要はありません。